

諮問番号：令和2年諮問第4号

答申番号：令和2年答申第5号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に関して、審査請求人が、前年の所得に基づき児童扶養手当（以下「手当」という。）の支給の停止の判断を行うことについて不服である等と主張して、当該処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 平成29年2月28日、審査請求人は、手当の受給資格等に係る認定を受け、手当の受給を開始した。
- 2 審査請求人は、平成29年8月2日付けで、処分庁に対し、平成28年分の所得等を記載した児童扶養手当現況届（平成29年度分）を提出した。
- 3 処分庁は、平成29年10月26日付けで、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- 4 審査請求人は、平成29年11月12日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件処分時には配偶者と離別し、収入がない状態となっているにもかかわらず、本件処分は、生活の水準が下がる前の平成28年分の所得に基づき行われており、違法又は不当である等と主張して、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法であることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 支給の制限について、法第9条第1項においては、「手当は、受給資格者（略）の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの

有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と規定されている。

- (2) 審査請求人については、平成28年分の所得〇円から児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する控除額8万円を控除した後の所得金額（以下「控除後所得額」という。）は、〇円である。この額は、令第2条の4第1項の規定により算出した扶養親族等0人のときの所得制限限度額19万円以上であり、かつ、令第2条の4第2項の規定による算出した扶養親族等0人のときの所得制限限度額192万円未満であるため、法第9条第1項の規定により、児童扶養手当の一部を支給することができない。

第5 法令の規定等について

- 1 手当については、法第4条第1項において「都道府県知事（略）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（略）を支給する。」と規定され、同項第1号から第3号までにおいて支給の対象となる者（ひとり親等）が規定されている。
- 2 手当の支給の制限については、法第9条第1項において「手当は、受給資格者（略）の前年の所得が、その者の（略）扶養親族等（略）並びに当該受給資格者の扶養親族等でない児童で当該受給資格者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と規定されている。
- 3 手当の支給の制限を判断する基礎となる受給資格者の所得の額については、令第4条第1項において「法第9条第1項（略）に規定する所得の額は、（略）総所得金額等合計額（略）から8万円を控除した額とする。」とされている。
- 4 手当の支給を制限する場合の基準となる額については、令第2条の4第1項において「法第9条第1項に規定する政令で定める額は、同項に規定する扶養親族等及び児童がないときは、19万円」と規定され、同条第2項において「法第9条第1項の規定による手当の支給の制限は、同項に規定する所得が次の表の第1欄に定める区分に応じて同表の第2欄に定める額未満であるときは同表の第3欄に定める法第5条第2項に規定する監護等児童の数に応じて手当のうち同表の第4欄に定める額に相当する部分について、当該所得が同表の第1欄に定める区分に応じて同表の第2欄に定める額以上であるときは手当の全部について、行うものとする。」と規定され、同項の表において「法第9条第1項に規定する扶養親族等及び児童がないとき」の第2欄に定められている額は、192万円とされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 法第9条第1項において、受給資格者の前年の所得額が政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、政令の定めるところにより手当の全部又は一部を支給しない旨が規定されており、支給の制限について、令第2条の4において規定されている。

イ 受給資格者の前年の所得額の計算方法については、令第4条第1項において規定されており、具体的には、その年の4月1日の属する年度分の市民税を算定する際の基礎となる総所得金額等から8万円を控除した額とされている。

ウ 上記を踏まえ、審査請求人の控除後所得額は〇円であり、審査請求人の場合は令第2条の4第1項の規定による手当が支給制限を受けない額は19万円未満、令第2条の4第2項の規定による手当が全部停止となる額は192万円以上であることから、法第9条第1項の規定により、手当の一部が支給停止となる。

エ 以上のことから、処分庁の本件処分に、違法又は不当な点はないと認められる。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年3月30日 審査庁が審査会に諮問

令和2年6月1日 審査関係人の書面提出期限（書面の提出なし）

令和2年6月3日 第1回調査審議（第1部会）

令和2年7月1日 第2回調査審議（第1部会）

令和2年7月2日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 手当の支給の制限については、法第9条第1項において、「手当は、受給資格者（略）の前年の所得が、（略）政令で定める額以上であるときは、（略）政令の定めるところにより、その全部又は一部を支給しない。」と規定されており、同項に規定する「前年の所得」については、令第4条第1項において「法第9条第1項（略）に規定する所得の額は、（略）総所得金額等合計額（略）から8万円を控除した額とする。」と規定され、法第9条第1項に規定する「政令で定める額」については、令第2条の4第1項において「扶養親族等及び児童がないときは、19万円」と規定されている。

2 また、令第2条の4第2項においては、手当の支給の制限は、扶養親族等及び児童がない場合であって、受給資格者の前年の所得の額が192万円未満であるときは、手

当のうち一部について行うものとされている。

- 3 審査請求人については、令第2条の4に規定する「扶養親族等及び児童がないとき」に該当するところ、控除後所得額である〇円は、手当の支給を制限することとなる所得の額の基準である19万円を超えており、手当の支給の制限を手当のうち一部について行うこととなる所得の額の基準である192万円を下回っている。
- 4 よって、法及び令の規定により、審査請求人の平成28年分の所得に基づき算定した控除後所得額を踏まえて本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。
- 5 結論
以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳